**＜送付先＞相生労働基準監督署　　あて**

**自主点検表**

**（働き方関連法（労働基準法／年次有給休暇年５日取得に向けた取組）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業場名 |  | | 業　　種 |  |
| 所在地 |  | | 労働者数（内パート数） | 名（内　　名） |
| 本社所在地 |  | | 企業規模（全労働者数） | 名 |
| 電話番号 |  | 担当者 | 部署　　　　　　氏名 | |

**Ⅰ　※枠内を記入して下さい。（小数第1位まで）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 社員  年次有給休暇所得状況 | | パートアルバイト等  有期雇用労働者  年次有給休暇所得状況 | |
| 2022年（％） | 2023年（％）※１ | 2022年（％） | 2023年（％）※１ |
| （※２）年次有給休暇取得率 | ％ | ％ | ％ | ％ |
| （※３）年５日の年次有給休暇  取得者率 | ％ | ％ | ％ | ％ |

※１　１年間における年休の取得日数を年度等で管理しており、2023年について算定できない場合は、直近の２年度

（2021年度、2022年度）の取得率を記載してください。

※２　年次有給休暇取得率：労働者が年次有給休暇を、付与された日数に対してどれだけ取得しているかという指標。

　　　◇算定期間中の取得日数計／算定期間中の付与日数計×１００％

※３　◇年５日の年次有給休暇を所得した労働者数／年次有給休暇が１０日以上付与された労働者総数

**＜　年次有給休暇の付与日数　＞**

**【原則となる付与日数】**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 勤続期間 | 6か月 | １年　　　　6か月 | 2年　　6か月 | 3年  6か月 | 4年  6か月 | 5年　　6か月 | 6年　　　　　6か月以上 |
| 付与日数 | 10日 | 11日 | 12日 | 14日 | 16日 | 18日 | 20日 |

**【パートタイム労働者など、所定労働日数が少ない労働者に対する付与日数】**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 週所定労働日数 | 1年間の所定労働日数 | 勤　　　　続　　　　期　　　　間 | | | | | | |
| 6か月 | 1年  6か月 | 2年  6か月 | 3年  6か月 | 4年  6か月 | 5年  6か月 | 6年  6か月  以上 |
| 4日 | 169日～216日 | 7日 | 8日 | 9日 | 10日 | 12日 | 13日 | 15日 |
| 3日 | 121日～168日 | 5日 | 6日 | 6日 | 8日 | 9日 | 10日 | 11日 |
| 2日 | 73日～120日 | 3日 | 4日 | 4日 | 5日 | 6日 | 6日 | 7日 |
| 1日 | 48日～72日 | 1日 | 2日 | 2日 | 2日 | 3日 | 3日 | 3日 |

次の①②のように実質的に年次有給休暇の取得促進につながらない時季指定は、取り扱いを改めてください。

① 法定休日ではない所定休日を労働日に変更し、当該労働日について、使用者が年次有給休暇として時季指定する

② 会社が独自に設けている有給の特別休暇（法定の年次有給休暇日数を上乗せするものとして付与されるものを除く。）を労働日に変更し、当該労働日について、使用者が年次有給休暇として時季指定する

**（次項につづく）**

**Ⅱ　※下記のチェック項目について該当に○印を付けて下さい**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 | 使用者は、労働者が雇入れの日から６か月間継続勤務し、その６か月間の全労働日の８割以上を出勤した場合には、原則として10日の有給休暇を与えなければならないことをご存じですか。 | はい・いいえ |
| 2 | パートタイム労働者など、所定労働時間日数が少ない労働者には、所定労働日数に応じて年次有給休暇の日数が比例付与されることをご存じですか。 | はい・いいえ  ・該当者がいない |
| 3 | 計画的に取得日を定めて年次有給休暇を与えることが可能となる「計画年休」を導入していますか。 | はい・いいえ |
| 4 | 年次有給休暇は１日単位で取得することが原則ですが、時間単位で年次有給休暇を与えることが可能な「時間単位年休」を導入していますか。 | はい・いいえ |
| 5 | 年次有給休暇に加え、休暇の目的や取得形態を任意で設定できる会社独自の「特別休暇」を導入していますか。 | はい・いいえ |
| 6 | 「計画年休」及び「時間単位年休」を導入している場合、労使協定を締結していますか。 | はい・いいえ  ・導入していない |
| 7 | 「時間単位年休」及び「特別休暇」は、２０１９年４月から義務付けられた「年５日の年次有給休暇の確実な所得」の対象にならないことをご存じですか。 | はい・いいえ |
| 8 | ２０１９年４月以降、年次有給休暇を付与（基準日）から１年以内に５日について、取得時季を指定して年次有給休暇を取得させましたか。 | はい・いいえ |
| 9 | 時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について、就業規則に記載していますか。 | はい・いいえ |
| 10 | ＜８で、いいえと回答した事業場にお尋ねします。＞ 取得していない労働者の中で、付与から６か月経過した時点で、年次有給休暇を1日も取得していない労働者はいますか。 | はい・いいえ |
| 11 | ＜８で、いいえと回答した事業場にお尋ねします。＞  使用者が時季指定をしなくても、10日以上付与された労働者全員が年５日の有給休暇を自ら請求し取得しましたか。 | はい・いいえ |
| 12 | ＜８で、いいえと回答した事業場にお尋ねします。＞  「計画年休」により年５日の年次有給休暇を与えていますか。 | はい・いいえ |
| 13 | 時季、日数及び基準日を労働者ごとに明らかにした書類（年次有給休暇管理簿）を作成し、３年間保存しなければならないことを知っていますか。 | はい・いいえ  ・作成している |
| 14 | 年５日の年次有給休暇の確実な取得の具体的な方法等について、労働基準監督署主催の  説明会があれば参加されますか。 （注意：説明会とは、法令の趣旨・内容の理解が図られるよう実施するもので、監督指導の  ように、是正勧告をして行政指導を行うものではなりません。） | はい・いいえ |
| 15 | 年次有給休暇の取得に関する実務対応方法について、労働基準監督署の職員がリーフレッ  トを用いて具体的な提案をする個別訪問による支援を希望されますか。  （注意：個別訪問とは、具体的な改善策等の提案を行うもので、監督指導のように、  是正勧告をして行政指導を行うものではなりません。） | はい・いいえ |
| 16 | 令和６年４月から労働条件明示のルールが変更されたことを知っていますか。 | はい・いいえ |

**＜回答様式ダウンロード先＞**

**「相生労働基準監督署からのお知らせ」と検索し、兵庫労働局ＨＰにアクセスし、「年次有給休暇自主点検票」をＤＬしてください。**

**＜　回答先　＞　相生労働基準監督署　監督・安衛課**

**所在地：相生市旭１丁目３番18号**

**電話番号：0791－22－1020**

**aioisyo2024@mhlw.go.jp**

**メールアドレス**

